

件名	愛媛県行政組織条例の一部を改正する条例						
主管課	人事課						
根拠法令等	地方自治法第158条						
<p>【改正の概要】</p> <p>総務部及び企画情報部の再編並びに教育委員会からの文化・スポーツに関する事務の移管に伴い、「愛媛県行政組織条例」に規定されている部の名称及び分掌事務を次のとおり改正する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>改正内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>・分掌事務から、「地方振興に関する事項」を削る。</td> </tr> <tr> <td>企画情報部</td> <td>・企画情報部の名称を「企画振興部」に改める。 ・分掌事務に、「地域振興に関する事項（他部の主管に属するものを除く。）」、「文化及びスポーツの振興に関する事項」を規定する。</td> </tr> </tbody> </table>		部名	改正内容	総務部	・分掌事務から、「地方振興に関する事項」を削る。	企画情報部	・企画情報部の名称を「企画振興部」に改める。 ・分掌事務に、「地域振興に関する事項（他部の主管に属するものを除く。）」、「文化及びスポーツの振興に関する事項」を規定する。
部名	改正内容						
総務部	・分掌事務から、「地方振興に関する事項」を削る。						
企画情報部	・企画情報部の名称を「企画振興部」に改める。 ・分掌事務に、「地域振興に関する事項（他部の主管に属するものを除く。）」、「文化及びスポーツの振興に関する事項」を規定する。						
施行日	平成23年4月1日						
<p>【その他参考事項】</p>							